

東松山市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 東松山市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料の買入れ並びに調査、設計及び測量その他の業務委託等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(競争入札参加の制限)

第2条 競争入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡(法人においては解散)したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の参加の指名はこれを取り消す。

第3条 競争入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当する者となり、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の参加の指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 東松山市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成28年3月15日決裁)に定める措置要綱に該当し、入札参加停止等の措置を受けている者は、同要綱の規定により措置された期間、競争入札に参加できない。なお、一般競争入札の公告日から入札日までの期間に同要綱による入札参加停止等の措置を受けた場合も競争入札に参加できない。

第5条 競争入札の参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、東松山市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱により入札参加停止等を受けた場合又は国若しくは他の公共団

体から入札参加停止等を受けた場合は、一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の参加の指名を取り消すことができる。

(入札)

第6条 入札参加者は、東松山市契約規則、東松山市建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、業務委託契約約款）、図面、設計書、仕様書（以下これらを「設計図書」という。）、東松山市競争入札参加者心得及び一般競争入札の公告又は指名通知の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札は、一般競争入札の公告又は指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。

3 入札参加者は、入札書（標準様式第1号）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にして提出しなければならない。

4 入札は、入札者の見積もった金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額により行うものとする。ただし、単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状（標準様式第2号）を提出させなければならない。

6 入札者は、1社について1名限りとし、入札会場に立ち入る者も原則として同様とする。
(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号の掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（標準様式第3号）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 建設工事及び業務委託に係る一般競争入札の参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当する入札を行ってはならない。ただし、第1号又は

第2号の場合は、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除き、第3号の場合は、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等である場合を除く。なお、共同企業体の入札参加の場合、各構成員が他の入札参加者（共同企業体の場合、各構成員）と次の各号のいずれかの関係にないこと。

- (1) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- (3) 一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- (4) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- (5) 複数の会社等により構成される組合等とその組合を構成する会社等が同一入札に参加すること。

（入札書の書換え等の禁止）

第9条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は、撤回をすることはできない。

（入札の取りやめ等）

第10条 入札参加者が連合し、又は入札の妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（開札）

第11条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札

- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
 - (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - (8) 明らかに連合よると認められる入札
 - (9) 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - (10) 2通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者の代理をした者がした入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- (落札者の決定)

第13条 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表する。

3 第14条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第15条に規定する調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。

(落札者決定の保留)

第14条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格を下回った入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。又、最低制限価格及び調査基準価格を設けないときにおいて、予定価格に比して著しく低い価格での入札があった場合は、落札者の決定を保留することがある。

2 前項の場合において、予定価格の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあっては最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前項のくじ引きに当たり、当該入札した入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

第14条の2 変動型の最低制限価格を設けたときであって、開札の結果、予定価格の範囲内に入札した者があるときは、最低制限価格の算出のため落札者の決定を保留し、入札執行を終了することがある。

2 前項の場合において、予定価格の範囲内の入札の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札者に対して、前条第2項及び第3項の規定に準じてくじを引かせ、落札に当たっての優先順位を決定する。

3 第1項の規定により落札者の決定が保留されたときは、第13条第2項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他適切な方法により落札者の決定を発表する。

(低価格入札の調査)

第15条 第14条第1項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち入札価格の最も低いものについて、次のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当す

ると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札

2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。

3 すべての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは前条第2項の規定により決定された順位が高いもの）をした者を落札者とする。

4 低価格入札をした者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。

（くじによる落札者の決定）

第16条 落札とすべき同額の入札をした者が、2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 第14条第3項の規定は、前項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

（再度入札）

第17条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札の回数は、2回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、再度入札は行わない。

(1) 予定価格を事前公表したとき。

(2) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低価格入札があったとき。

(3) 再度入札に参加することができる者がいないとき。

（契約書等の提出）

第18条 落札者は、落札決定の日から、別に指示する日までに、建設工事請負契約書（業務委託の場合は、業務委託契約書）（以下「契約書」という。）に記名押印のうえ、東松山市建設工事請負契約約款（業務委託契約約款）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 建設工事に係る入札の落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金

の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとする。

3 落札者が、第1項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

4 落札者は、契約書以外の契約に必要な書類（工程表、現場代理人届等）を契約締結後速やかに工事等発注主管課へ提出しなければならない。

5 落札決定後、契約（第20条に規定する本契約を含む。）の締結前までに落札者が次のいずれかに該当することとなったとき、又は該当するのにもかかわらず入札を行ったことが明らかになったときは、契約を締結しないことがある。この場合、市は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(1) 落札者に、第2条から第5条までの規定により一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の参加の指名を取り消されるべき事由があるとき。

(2) 落札者が入札公告等で示した資格を有しなくなったとき。

(3) その他入札執行が公正、公平に行われていなかったと発注者が認めたとき。

（契約の確定）

第19条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

（市議会の議決を要する契約）

第20条 建設工事の請負契約であって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす旨を明記した建設工事請負仮契約書を取り交わすものとする。

（異議の申立）

第21条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（その他）

第22条 入札参加者は、その入札に当たり、入札金額見積内訳書の提出を求められた場合、当該見積内訳書を提出しなければならない。

第23条 この心得に定める事項のうち埼玉県電子入札共同システムを利用して行う入札について必要な事項は、東松山市契約規則、東松山市公共工事等電子入札運用基準その他規程等の定めるところによるものとする。